

鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金の 事務手続きについて

<R4年度第3回目>

申請前に募集要領、補助金交付要綱等を御確認ください。

1. 事業提案書提出（R4年9月22日（木）～）

- 募集要領で指定する事業提案書を作成し、必要書類とともに下記提出先に郵送又は持参していただくか、電子申請で提出してください。
- 予算の状況により、年度途中で追加募集を行う場合があります。

2. 採択結果通知（事業提案書受理から概ね2週間以内）

- 提案された事業について、採択の可・不可を県が審査し、通知します。

3. 交付申請書提出（採択通知で指定する期日まで）

- 2. で採択可と通知された方は、通知での指定期間内に交付申請書（指定様式）を下記提出先に郵送又は持参していただくか、電子申請で提出してください。

4. 交付決定通知（交付申請受付から原則30日以内）

- 3. 交付申請書の内容を審査し、交付決定通知を送付します。

5. 事業実施

- 事業提案日以降に着手した事業が補助対象事業**となります。
- 事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要ですので、変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

6. 事業完了（当該年度の2月末日まで）

- 事業の完了とは、補助対象経費の支払がすべて完了した日**をいいます。

7. 実績報告書の提出

（完了・廃止・中止から15日以内又は当該年度の3月10日のうちいずれか早い日まで）

- 実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

8. 補助金額の確定通知（実績報告書の内容審査後）

- 7. 実績報告書の内容を確認し、補助金額を確定する通知を送付します。

9. 補助金の支払（8. の通知送付から概ね2週間後）

書類提出・問合せ先



鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
〒680-8570 鳥取市東町1-220 本庁舎7階
電話：0857-26-7647 ファクシミリ：0857-26-8169
電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp
センターURL：https://www.pref.tottori.lg.jp/274036.htm